

第 56 号

教育予算を増額し豊かな障害児教育の実現を求める件

- 1 障害のある子どもたちが安心して学べるよう小中学校の教育条件を改善すること
 - (1) 30 人以下学級にすること。当面、小学校 4 年生以上と中学校を 35 人以下学級にすること
 - (2) 特別支援学校の定員を 6 名にすること
 - (3) エレベーターなどを設置し、バリアフリーの校舎にすること
 - (4) どの学校にも通級指導教室を置き、自分の学校の通級指導教室で学べるようにすること
 - (5) 「特別支援教育コーディネーター」をすべての学校に別枠で配置すること
- 2 特別支援学級を大幅に増設・充実すること
- 3 知的障害特別支援学校の新設をさらに行い、過大・過密・長時間通学を解消すること。また十分な予算をかけること
- 4 知的障害特別支援学校に専攻科を設置し、高等部卒業後の学びの場を作ること
- 5 子どもたちの安全な通学を保障するため、スクールバスを増車すること。スクールバスの添乗は、民間委託をせず公的な介助員を配置すること。また緊急時に備え必ず複数で添乗できるようにすること
- 6 すべての特別支援学校の施設・設備を充実すること
 - (1) それぞれの障害の種別に配慮した施設設備を充実すること
 - (2) 運動場が狭い学校は、広くすること
 - (3) プールのない学校は、早急につくること
 - (4) 教室が著しく不足している学校は、校舎を新・増築すること
 - (5) 老朽化した校舎、体育館、寄宿舎を早期に改修すること
 - (6) 学校の教室にエアコンを設置すること
- 7 特別支援学校の寄宿舎を、教育の場として存続・発展させること

8 卒業後のゆたかな進路を保障するため条件整備を進めること

- (1) 福祉施設を増設し、生活の場やはたらく場を充実すること。特に、重度障害に対応する施設を増設すること
- (2) 就労支援体制を拡充すること

自民党県議団の採決…不採択

1

(1) 少人数学級編制については、本県では、新学習システムを推進する中で、小学校 4 年生までの 35 人学級編成を実施している。

一方、国においては、平成 23 年度は法改正により小学校 1 年生の学級編制が 35 人に引き下げられ、平成 24 年度は加配により小学校 2 年生の 35 人学級化が図られた。

また、文部科学省は小学校 3 年生から中学校 3 年生までの 35 人以下学級を推進や特別支援教育の充実を図るため、「新たな教職員定数改善計画案」を作成し、現在、計画初年度となる 25 年度概算要求を行っている。

本県としては、当該計画案の成立及び政府予算化、加えて高校の定数改善についても国に提案しており、こうした国の予算編成の動向を踏まえ、新学習システムを推進していく。

(平成 25 年度国の予算編成等に対する提案)

※ 請願第 50 号(ゆきとどいた教育を求める全国署名運動兵庫県推進委員会からの請願)と同じ

(2) 本県における特別支援学校の学級編制について

は、義務標準法に定めに基づいて 8 人としており、現時点では県独自に定員を変更するのは困難である。

(3) 小中学校の施設整備については、学校設置者である市町の判断で行われているところであり、24 年 4 月現在、エレベーターの設置については 403 校(35.6%)、障害者トイレの設置については 997 校(88.0%)となっている。

県としては、障害児等対策等として国庫補助制度を活用した整備が図られるよう、引き続き市町へ周知する。

(4) 通級による指導教室は、市町からの申請に応じて教員を加配しており、教室数は年々

増加している。

また、平成 18 年度から学校生活支援教員を配置し、LD等の通級指導に係る実践研究を実施しており、平成 19 年度は 20 名、平成 20 年度は 30 名、平成 21 年度は 35 名、平成 22 年度からは 82 名を配置し、今年度は 92 名を配置している。【前回とほぼ同様】

(H10:28 教室、H17:48 教室、H18:58 教室、H19:68 教室、H20:78 教室、H21:83 教室、H22:136 教室、H23:135 教室、H24 : 145 教室)

(5) 公立義務教育諸学校の教職員については、いわゆる義務標準法に則して配置している。特別支援教育コーディネーターについては現行の義務標準法にその規定がないことから、別枠で配置することは困難である。

2 特別支援学級の学級編制については、これまで義務標準法に基づき、その設置にかかる協議にあたっては、市町教育委員会からの申請に基づき、地域の実情や児童・生徒の障害の状況など、ケースごとに検討し、学級設置に同意してきたが、今年度から市町教委からの届け出制となっている。

(H18:1,793 学級、H19:1,841 学級、H20:1,896 学級、H21:1,942 学級、H22:1,990 学級、H23:2,076 学級、H24 : 2,174 学級)

3 現在「兵庫県特別支援教育第二次推進計画」策定に向けた検討委員会を設置し、今年度から 2 年間かけて検討することとしており、その中で検討していく。

4 知的障害特別支援学校高等部の専攻科については、学習指導要領に教育内容の基準が定められておらず、設置は困難である。

5

スクールバスについては、これまでから児童生徒数の増加などに伴い、必要な増車を行ってきたところであり、介助員の添乗についても必要に応じて複数添乗で運行している。

また、新設校など新たにスクールバスを配備した 7 校は、運行・管理業務にあわせて、バス介助業務を民間委託しているが、選定にあたっては児童生徒への適切な対応など安全面での条件を附して委託している。

(1) それぞれの障害の種別に応じた施設・設備の充実については、必要に応じて計画的に進めている。今後も、引き続き、障害の種別に応じた施設整備に努めていく。

(2) 運動場については、これまでに赤穂特別支援学校及び姫路特別支援学校で拡張整備

を行った。

(3) プール未整備校については、公営プールを活用するなど各校で工夫し、授業に支障のないように対応している。

(4) これまでに、のじぎく特別支援学校、上野ヶ原特別支援学校で校舎を新築したほか、東はりま特別支援学校、芦屋特別支援学校、阪神昆陽特別支援学校等を新設したところである。

今年度は、特別支援学校の規模過大校への対応等のため、西播磨地域に平成 26 年 4 月開校に向けて整備を進めている。

(5) 校舎等の改修については、耐震改修工事にあわせた外壁塗装工事等に加え、老朽度や建築後の経過年数等を勘案した整備を計画的に行っている

(6) 特別支援学校の空調設備については、自立活動室、保健室等に加え、従前から、体温調節が困難な児童生徒等の在籍する普通教室等に整備を行っている。

また、平成 17 年 4 月に開校した西はりま特別支援学校以降、校舎建築する際には、全教室の空調設備の整備を進めている。

7 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由部門の単独校については、県内の児童生徒数等を踏まえ、各学校の配置状況から、通学困難な児童生徒の入所希望状況等の実態を考慮して、寄宿舎を設置している。(幼児を対象としたこばと聴覚特別支援学校は保護者による送迎)

8

(1) 健康福祉常任委員会に付託

(2) 子どもたちの就職保障のため、毎年、就職応募企業に対して、「高等学校等新規卒業予定者の就職応募書類等について」(趣意書)の文書による依頼を県教育長名、兵庫労働局職業安定部長名で提出している。

また、昨今の新規高卒者の厳しい就職状況を踏まえ、県経営者協会等に対して本年 6 月 12 日に教育長、7 月 13 日には、副知事、兵庫労働局長、教育長の三者による、新規高卒者の「求人拡大要請」を重ねて行っている。

以上のことから、障害のある児童生徒の置かれている環境を改善し、手厚い支援を求め

る請願の趣旨は理解できるが、今回の請願内容には既にそれ相応の措置がなされているものや、今後実施される予定であるもの、法制度上実施不可能なものも多数含まれていることから、本請願には賛同できず、「不採択」とします。